

# 私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ 平成29年度よりスタートします！！

## 私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業

- 平成29年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。 **※在校生全員が対象**

- 年収約400万円未満の世帯(※)が対象です。

※父母の両方が働き、高校生以上の子供がいない場合の目安であり、家族の状況により、この年収額は変わります。対象となるためには、保護者等の課税証明書(市町村役場、出張所等で発行)の**市町村民税の所得割額が、10万2,300円未満**であることが必要です。

- **年額10万円を支援します。**

○ **学校が代理受領し、授業料が減額されます！**

注：授業料等の金額が10万円を下回る場合、授業料等相当額まで支援。

- 文部科学省が実施する調査に協力いただきます。  
○ **支援を受けるための条件となります！**

※平成29年7月頃、中学在籍者全員に申請書類を郵送する予定です。自分の世帯が、上記制度の対象となるか事前に確認をお願いします。(「課税証明書」で確認できます)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN